



令和 8 年  
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 1 号

令和 8 年度小樽市一般会計予算

令和 8 年度小樽市の一般会計の予算を、別冊のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 8 年  
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 2 号

令和 8 年度小樽市港湾整備事業特別会計予算

令和 8 年度小樽市の港湾整備事業特別会計の予算を、別冊のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 2 4 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 8 年  
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 3 号

令和 8 年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算

令和 8 年度小樽市の水産物卸売市場事業特別会計の予算を、別冊のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 2 4 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 8 年  
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 4 号

令和 8 年度小樽市国民健康保険事業特別会計予算

令和 8 年度小樽市の国民健康保険事業特別会計の予算を、別冊のとおり提出  
する。

令和 8 年 2 月 2 4 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 8 年  
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 5 号

令和 8 年度小樽市介護保険事業特別会計予算

令和 8 年度小樽市の介護保険事業特別会計の予算を、別冊のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 2 4 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 8 年  
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 6 号

令和 8 年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和 8 年度小樽市の後期高齢者医療事業特別会計の予算を、別冊のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 2 4 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 8 年  
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 7 号

令和 8 年度小樽市病院事業会計予算

令和 8 年度小樽市病院事業会計の予算を、別冊のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 8 年  
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 8 号

令和 8 年度小樽市水道事業会計予算

令和 8 年度小樽市水道事業会計の予算を、別冊のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 8 年  
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 9 号

令和 8 年度小樽市下水道事業会計予算

令和 8 年度小樽市下水道事業会計の予算を、別冊のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 2 4 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 8 年  
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 1 0 号

令和 8 年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算

令和 8 年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計の予算を、別冊のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 2 4 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 8 年  
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 1 1 号

令和 8 年度小樽市簡易水道事業会計予算

令和 8 年度小樽市簡易水道事業会計の予算を、別冊のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 7 年度小樽市一般会計補正予算

令和 7 年度小樽市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,565 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 69,175,272 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

(市債の補正)

第 3 条 市債の変更は、「第 3 表 市債補正」による。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		千円 14,556,600	千円 525,000	千円 15,081,600
	1 市 民 税	5,344,800	580,000	5,924,800
	2 固 定 資 産 税	6,872,300	△ 45,000	6,827,300
	7 都 市 計 画 税	1,121,300	△ 10,000	1,111,300
13 地 方 交 付 税		15,863,240	750,926	16,614,166
	1 地 方 交 付 税	15,863,240	750,926	16,614,166
17 国 庫 支 出 金		14,380,800	△ 105,347	14,275,453
	1 国 庫 負 担 金	10,747,870	24,721	10,772,591
	2 国 庫 補 助 金	3,607,377	△ 130,068	3,477,309
18 道 支 出 金		4,446,648	5,952	4,452,600
	1 道 負 担 金	3,379,510	1,802	3,381,312
	2 道 補 助 金	690,031	4,150	694,181
20 寄 附 金		1,370,558	8,211	1,378,769
	1 寄 附 金	1,370,558	8,211	1,378,769
21 繰 入 金		3,288,087	△ 1,078,147	2,209,940
	2 基 金 繰 入 金	3,252,244	△ 1,078,147	2,174,097
23 諸 収 入		3,566,378	32,040	3,598,418
	4 雑 入	2,343,273	32,040	2,375,313
24 市 債		5,899,200	△ 141,200	5,758,000
	1 市 債	5,899,200	△ 141,200	5,758,000
歳 入 合 計		69,177,837	△ 2,565	69,175,272

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総 務 費		7,122,407	△ 96,541	7,025,866
	1 総 務 管 理 費	6,587,806	△ 99,759	6,488,047
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	132,732	3,218	135,950
3 民 生 費		27,702,933	24,554	27,727,487
	1 社 会 福 祉 費	14,114,470	△ 10,466	14,104,004
	2 児 童 福 祉 費	6,591,569	20	6,591,589
	3 生 活 保 護 費	6,727,539	35,000	6,762,539
4 衛 生 費		5,684,633	62,500	5,747,133
	2 保 健 所 費	659,598	62,500	722,098
7 商 工 費		1,535,784	3,407	1,539,191
	1 商 工 費	1,535,784	3,407	1,539,191
8 土 木 費		7,744,008	△ 237,692	7,506,316
	6 港 湾 費	2,504,181	△ 237,692	2,266,489
10 教 育 費		3,394,057	6,415	3,400,472
	1 教 育 総 務 費	142,299	141	142,440
	5 社 会 教 育 費	439,553	6,274	445,827
12 諸 支 出 金		257,636	96,855	354,491
	3 減 債 基 金 費	1,395	96,855	98,250
13 職 員 給 与 費		8,566,901	137,937	8,704,838
	1 職 員 給 与 費	8,566,901	137,937	8,704,838
歳 出 合 計		69,177,837	△ 2,565	69,175,272

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	新小樽（仮称）駅 周辺駐車場等 整備関係事業費	千円 1,000
	戸籍住民 基本台帳費	戸籍附票・住民 基本台帳システム 改修事業費	3,218
土木費	港湾費	国直轄工事費負担金 （北副防波堤 改良事業費）	48,600
		色内ふ頭老朽化 対策事業費	92,100
		第3号ふ頭及び周辺 再開発事業費 （小型船だまり 整備事業費）	45,000

第3表 市債補正

（変更）

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
新幹線整備事業費	千円 157,000	千円 113,700
港湾事業費	1,250,100	1,152,200

議案の訂正について

令和8年2月24日に提出した小樽市議会第1回定例会議案第12号令和7年度小樽市一般会計補正予算を、下記のとおり訂正したいので、小樽市議会会議規則第18条第1項の規定により議会の承認を求める。

令和8年3月12日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

訂正内容

訂正箇所	第1条第1項
誤	<u>69,175,272千円</u>
正	<u>69,525,272千円</u>

訂正箇所	第1表 歳入				
誤	21 繰入金		<u>3,288,087</u>	△ 1,078,147	<u>2,209,940</u>
		2 基金繰入金	<u>3,252,244</u>	△ 1,078,147	<u>2,174,097</u>
	歳 入 合 計		<u>69,177,837</u>	△ 2,565	<u>69,175,272</u>
正	21 繰入金		<u>3,638,087</u>	△ 1,078,147	<u>2,559,940</u>
		2 基金繰入金	<u>3,602,244</u>	△ 1,078,147	<u>2,524,097</u>
	歳 入 合 計		<u>69,527,837</u>	△ 2,565	<u>69,525,272</u>

訂正箇所	第1表 歳出				
誤	8 土木費		<u>7,744,008</u>	△ 237,692	<u>7,506,316</u>
		6 港湾費	2,504,181	△ 237,692	2,266,489
	歳出合計		<u>69,177,837</u>	△ 2,565	<u>69,175,272</u>
正	8 土木費		<u>8,094,008</u>	△ 237,692	<u>7,856,316</u>
		6 港湾費	2,504,181	△ 237,692	2,266,489
	歳出合計		<u>69,527,837</u>	△ 2,565	<u>69,525,272</u>

令和 7 年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算

令和 7 年度小樽市の国民健康保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 17,492 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12,681,467 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 国民健康保険料		1,577,100	△ 1,191	1,575,909
	1 国民健康保険料	1,577,100	△ 1,191	1,575,909
3 道 支 出 金		9,726,421	3,738	9,730,159
	1 道 補 助 金	9,726,421	3,738	9,730,159
5 繰 入 金		1,243,988	14,945	1,258,933
	1 一般会計繰入金	1,195,480	14,945	1,210,425
歳 入 合 計		12,663,975	17,492	12,681,467

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 保険給付費		9,506,343	3,738	9,510,081
	1 療 養 諸 費	9,479,149	3,738	9,482,887
4 基金積立金		99,336	13,746	113,082
	1 基金積立金	99,336	13,746	113,082
5 諸 支 出 金		9,158	8	9,166
	2 返 還 金	2,158	8	2,166
歳 出 合 計		12,663,975	17,492	12,681,467

令和 8 年  
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 1 4 号

令和 7 年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算

令和 7 年度小樽市の介護保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「別表 歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 2 4 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳出予算補正

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		千円 14,573,508	千円 —	千円 14,573,508
	1 介護サービス等 諸 費	13,873,578	△ 500	13,873,078
	4 その他諸費	15,105	500	15,605
3 地域支援事業費		600,817	—	600,817
	2 介護予防・生活 支援サービス 事業 費	516,071	△ 100	515,971
	4 その他諸費	2,021	100	2,121
歳 出 合 計		15,633,219	—	15,633,219

令和 7 年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算

令和 7 年度小樽市の後期高齢者医療事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 38,516 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,653,554 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰 入 金		千円 779,825	千円 △ 38,516	千円 741,309
	1 一般会計繰入金	779,825	△ 38,516	741,309
歳 入 合 計		2,692,070	△ 38,516	2,653,554

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		千円 2,622,183	千円 △ 38,516	千円 2,583,667
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	2,622,183	△ 38,516	2,583,667
歳 出 合 計		2,692,070	△ 38,516	2,653,554

令和 8 年  
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 1 6 号

小樽市農業委員会委員の定数に関する条例の一部を改正する条例案  
上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 2 4 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市農業委員会委員の定数に関する条例の一部を改正する条例  
小樽市農業委員会委員の定数に関する条例（平成 1 7 年小樽市条例第 1 号）  
の一部を次のように改正する。

本則中「1 4 人」を「1 2 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 7 月 2 8 日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、農業委員会委員の定数を削減するためでありま  
す。

小樽市行政手続条例の一部を改正する条例案  
上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 2 4 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市行政手続条例の一部を改正する条例  
小樽市行政手続条例（平成 1 0 年小樽市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 3 項中「その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の 1 項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものを閲覧することができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第 1 6 条第 1 項中「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に改める。

第 2 2 条第 3 項中「第 1 5 条第 3 項」及び「同条第 3 項」の次に「及び第 4

項」を、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 改正後の第15条第3項及び第4項（これらの規定を第22条及び第29条において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

##### (提案理由)

この条例案を提出したのは、行政手続法の一部改正に伴い、聴聞等の通知に係る公示の方法を変更するためであります。

小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案  
上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 2 4 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例  
(小樽市職員給与条例の一部改正)

第 1 条 小樽市職員給与条例（昭和 4 6 年小樽市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 2 項第 2 号中「1 0 0 分の 3」を「1 0 0 分の 4」に改める。

第 1 4 条第 2 項第 2 号中「次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に」を「6 万 6 , 4 0 0 円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じ、規則で」に改め、同号アからスまでを削り、同条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の月額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 5 , 0 0 0 円を超えない範囲内で 1 か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

第24条第2項中「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

第25条第2項中「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改める。

(小樽市職員給与条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 小樽市職員給与条例の一部を改正する条例（令和4年小樽市条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第4条第4項中「、6月に支給する場合には100分の70、12月に支給する場合には100分の72.5」を「100分の71.25」に、同条第5項中「、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

(小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例（令和7年小樽市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第4条の見出し中「令和8年3月31日」を「令和8年4月1日から令和9年3月31日」に改め、同条中「施行日から令和8年3月31日」を「令和8年4月1日から令和9年3月31日」に改め、「13,000円」とあるのは「11,500円」と、」を削り、「3,000円と」を「1,500円と」に改める。

附則第5条中「令和8年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、国家公務員の給与改定に準じ、地域手当の支給割合を引き上げるとともに、自動車等の使用者に対する通勤手当の見直し並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合の均等化を行うほか、扶養手当の経過措置を見直すためであります。

小樽市資金基金条例の一部を改正する条例案  
上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市資金基金条例の一部を改正する条例  
小樽市資金基金条例（昭和 3 9 年小樽市条例第 1 1 号）の一部を次のように  
改正する。

第 1 条の表小樽市文化芸術振興基金の項、小樽市青少年科学技術賞資金基金  
の項及び小樽市ボランティア活動資金基金の項を削り、同表小樽市観光振興資  
金基金の項の次に次のように加える。

小樽市宿泊税資金基金	宿泊税を適正に管理し、持続可能な観光振興 の資金とするため
------------	----------------------------------

第 1 条の表小樽市緑化事業資金基金の項、天狗山観光施設整備資金基金の項  
及び小樽市新型コロナウイルス等感染症対策資金基金の項を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 3 月 2 7 日から施行する。ただし、第 1 条の表に小樽  
市宿泊税資金基金の項を加える改正規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、宿泊税を適正に管理し、持続可能な観光振興の  
資金とする目的で、新たに宿泊税資金基金を設置するとともに、既存の特定目  
的基金の整理を行うためであります。

令和 8 年  
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 2 0 号

小樽市営住宅整備基金条例を廃止する条例案  
上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 2 4 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市営住宅整備基金条例を廃止する条例  
小樽市営住宅整備基金条例（昭和 6 0 年小樽市条例第 2 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 8 年 3 月 2 7 日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、既存の特定目的基金の整理の一環として、活用が見込まれない市営住宅整備基金を廃止するためであります。

令和 8 年  
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 2 1 号

小樽市手数料条例の一部を改正する条例案  
上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 2 4 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市手数料条例の一部を改正する条例  
小樽市手数料条例（昭和 2 6 年小樽市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 6 9 号の 7 中「第 1 4 条第 1 5 項」を「第 1 4 条第 1 3 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うためであります。

小樽市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例案  
上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 2 4 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例  
小樽市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和  
7 年小樽市条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭  
庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 8 0 号）」を「乳  
児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令  
和 7 年内閣府令第 9 6 号。以下「一部改正府令」という。）に改め、「の基準府  
令」の次に「（一部改正府令の公布の日以前に公布された基準府令の一部改正に  
係る附則を含む。）」を加える。

#### 附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

#### （提案理由）

この条例案を提出したのは、基準府令の一部改正に伴い、改正後の基準府令  
のとおり適用するためであります。

令和 8 年  
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 2 3 号

小樽市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案  
上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 2 4 日

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「法」という。）第 5 4 条の 3 において準用する法第 4 6 条第 2 項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準)

第 2 条 法第 5 4 条の 3 において準用する法第 4 6 条第 2 項の規定に基づく特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 9 5 号。以下「基準府令」という。）に定めるところによる。

(暴力団の排除)

第 3 条 特定乳児等通園支援事業を運営する事業者（以下「特定乳児等通園支援事業者」という。）は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）（以下これらを「暴力団員等」という。）であつてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その事業の運営に当たって、暴力団員等を排除するために必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(基準府令を条例で定められた基準とみなす期限)

2 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和7年政令第343号）第5条の条例で定める日は、令和8年3月31日とする。

(適用する基準府令)

3 基準府令が改正されたときは、速やかにこの条例を改正し、この条例において適用する基準府令の規定を示すこととする。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるためであります。

令和 8 年  
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 2 4 号

小樽市医療法施行条例の一部を改正する条例案  
上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市医療法施行条例の一部を改正する条例  
小樽市医療法施行条例（平成 1 2 年小樽市条例第 2 4 号）の一部を次のよう  
に改正する。

第 3 条中「第 8 条」を「第 8 条第 1 項」に改める。

第 9 条中「第 2 7 条の 2」の次に「、省令第 2 7 条の 3 第 1 項」を加える。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、医療法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う  
ためであります。

小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案  
上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 2 4 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例  
小樽市国民健康保険条例（昭和 3 4 年小樽市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条中「世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和 3 3 年政令第 3 6 2 号。以下「政令」という。）第 2 9 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（同項第 2 号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（同項第 3 号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）」を「次に掲げる額」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和 3 3 年政令第 3 6 2 号。以下「政令」という。）第 2 9 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- (2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（政令第 2 9 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- (3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（政令第 2 9 条の 7 第 1

項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金賦課額(政令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)

(4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額(政令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。)

第12条第1号イ中「、高齢者医療確保法」を「及び高齢者医療確保法」に、「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。)の次に「並びに子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定による納付金(以下「子ども・子育て支援納付金」という。)」を加え、同号カ及び同条第2号イ中「、病床転換支援金等及び介護納付金」を「及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第16条第1項第1号中「100分の41」を「100分の40」に改め、同項第2号中「100分の34」を「100分の35」に改める。

第16条の6中「66万円」を「67万円」に改める。

第16条の6の2第1号中「同じ。)」の次に「の額」を加える。

第16条の6の5第1項第1号中「100分の41」を「100分の40」に改め、同項第2号中「100分の34」を「100分の35」に改める。

第16条の7第1号中「同じ。)」の次に「の額」を加える。

第16条の11第1項第1号中「100分の41」を「100分の40」に改め、同項第2号中「100分の34」を「100分の35」に改める。

第16条の12の次に次の5条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第16条の13 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額(第21条、第21条の3、第21条の4及び第21条の5の規定により子ども・

子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第27条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額

イ 第21条の5に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(3) 当該年度における第27条第1項の規定による子ども・子育て支援納付

金賦課額の減免の額の総額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第16条の14 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（政令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第16条の15 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条第1項第1号に規定する所得割の保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第16条の16 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 法第82条の3第1項の規定により北海道が算定する市町村標準保険料率（以下「市町村標準保険料率」という。）のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における所得割の率
- (2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額
- (3) 18歳以上被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における18歳以上被保険者均等割の額
- (4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額  
ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 市町村標準保険料率のうち、子ど

も・子育て支援納付金賦課額の保険料率における世帯別平等割の額

イ 特定世帯 アに定める額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定める額に4分の3を乗じて得た額

2 前項第4号イ及びウに規定する保険料率を決定する場合において、10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第16条の17 第16条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えることができない。

第20条第1項中「の後期高齢者支援金等賦課額」の次に「及び第16条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額」を加え、「及び後期高齢者支援金等賦課額」を「、後期高齢者支援金等賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額」に、「及び介護納付金賦課額」を「並びに介護納付金賦課額」に、「又は第21条の4」を「、第21条の4又は第21条の5」に改める。

第21条第1項第1号中「この項」の次に「及び第6項」を、「第3号」の次に「並びに第6項」を加え、同項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同条第5項中「基礎賦課額は」を「基礎賦課額」に、「介護納付金賦課額は」を「介護納付金賦課額」に改め、「の基礎賦課額」を削り、「介護納付金賦課額」を「第16条の8」に改め、「、「基礎賦課額の」とあるのは「介護納付金賦課額の」と」を削り、同条に次の1項を加える。

6 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第16条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額

して得た額が3万円を超える場合には、3万円)とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(納付義務者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者については、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(納付義務者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に31万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定

同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者については、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

- (3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（納付義務者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に57万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者については、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるも

のの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

第21条の2中「及び前条第1項」を「、第16条の6の4、第16条の9及び第16条の15並びに前条第1項（同条第4項又は第5項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第6項」に改める。

第21条の3第1項中「第3項」を「第4項」に改め、同条第4項中「後期高齢者支援金等賦課額」との次に「、「第21条第1項各号」とあるのは「第21条第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」とを加え、「又は第16条の4」及び「又は第16条の6の8」を削り、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第16条」とあるのは「第16条の16」と読み替えるものとする。

第21条の3に次の1項を加える。

6 第4項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て

支援納付金賦課額」と、「第16条」とあるのは「第16条の16」と、「第21条第1項各号」とあるのは「第21条第6項各号」と読み替えるものとする。

第21条の4第1項各号列記以外の部分中「第29条の7第5項第8号」を「第29条の7第6項第8号」に、「66万円」を「67万円」に、「(第5項)」を「(第6項)」に改め、同項第1号中「第32条の10の2」を「第32条の10の3」に改め、同条第3項及び第4項中「66万円」を「67万円」に改め、同条第8項中「第5項及び第6項」を「第6項及び第7項」に、「第5項」を「第6項」に、「66万円」を「67万円」に、「第6項」を「第21条第1項各号」とあるのは「第21条第5項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、第7項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「第5項」を「第6項」に、「66万円」を「67万円」に改め、「26万円」と」の次に「第21条第1項各号」とあるのは「第21条第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「66万円」を「67万円」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第16条の14」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、第2項中「第16条」とあるのは「第16条の16」と読み替えるものとする。

第21条の4に次の1項を加える

10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子

ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第16条の14」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第21条第1項各号」とあるのは「第21条第6項各号」と、第7項中「第16条」とあるのは「第16条の16」と読み替えるものとする。

第21条の4の次に次の1条を加える。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第21条の5 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第16条の16の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第21条第6項、第21条の3第3項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第6項の規定により読み替えられた同条第4項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

第25条第2項中「又は介護納付金賦課額」を「、介護納付金賦課額又は子ども・子育て支援納付金賦課額」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の小樽市国民健康保険条例の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、子ども・子育て支援納付金賦課額等について定めるとともに、保険料の賦課限度額及び保険料軽減の対象となる所得の基準額を改定し、及び保険料の賦課割合を変更するほか、所要の改正を行うためであります。

小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例の一部を改正する条例  
案

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 24 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例の一部を改正する条例  
小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例（平成 20 年小樽市条例第  
47 号）の一部を次のように改正する。

第 25 条中「すべて」を「全て」に改める。

第 34 条第 4 項中「き損した」を「毀損した」に改める。

第 45 条第 1 項ただし書中「第 58 条第 1 項に規定する登録有形文化財、同  
法」を削り、同条第 4 項中「き損」を「毀損」に改める。

第 46 条第 5 項及び第 47 条中「き損」を「毀損」に改める。

第 52 条第 2 項中「き損した」を「毀損した」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、国の登録有形文化財を市の登録歴史的建造物と  
して登録できるようにするとともに、所要の改正を行うためであります。

令和 8 年  
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 27 号

小樽市建築物における駐車施設の附置に関する条例の一部を改正する条  
例案

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 24 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市建築物における駐車施設の附置に関する条例の一部を改正する条  
例

小樽市建築物における駐車施設の附置に関する条例（昭和 50 年小樽市条例  
第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条ただし書中「をいう」を「をいい、共同住宅を除く」に改める。

第 4 条後段中「非特定部分」の次に「（駐車施設の用途に供する部分を除く。）」  
を加える。

第 5 条中「大規模な修繕又は」を「建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）  
第 2 条第 14 号に規定する大規模の修繕又は同条第 15 号に規定する」に、「（建  
築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 14 号又は第 15 号に規定す  
るもの。）をしようとするもの」を「をしようとする者」に改める。

第 7 条第 1 項中「2.25メートル」を「2.3メートル」に改め、同条第  
2 項中「特殊な」を「特殊の」に改める。

第 9 条第 1 項中「場合」の次に「又は交通の安全及び円滑化、良好な景観の  
形成若しくは土地の有効な利用に資するものとして市長が認める場合」を加え  
る。

第 12 条第 2 項中「職員」を「市職員」に改める。

第16条中「前条の罰金刑」を「同条の罰金刑」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第7条第1項の改正規定及び附則第3項の規定は、令和8年10月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 改正後の第9条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に新築、増築又は用途の変更の工事（以下「新築等の工事」という。）に着手する建築物について適用し、同日前に新築等の工事に着手した建築物については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第7条第1項の規定は、附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行の日以後に新築等の工事に着手する建築物について適用し、同日前に新築等の工事に着手した建築物については、なお従前の例による。

##### (提案理由)

この条例案を提出したのは、駐車場法施行令の一部改正に伴い、共同住宅の駐車施設附置義務について現行制度を維持するとともに、駐車区画の幅員の基準を見直し、及び敷地外への駐車施設の附置を認める基準を緩和するほか、所要の改正を行うためであります。

令和 8 年  
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 28 号

小樽市消防団条例の一部を改正する条例案  
上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 24 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市消防団条例の一部を改正する条例  
小樽市消防団条例（昭和 29 年小樽市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号中「464 名」を「414 人」に改め、同項第 2 号中「50 名」を「100 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、消防団員の定員について、基本団員を減らし、機能別団員を増やすためであります。

小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案  
上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 24 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例  
小樽市消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年小樽市条例第 27 号）の一  
部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「9, 700 円」を「10, 000 円」に改め、同号  
ただし書中「14, 500 円」を「15, 000 円」に改め、同条第 3 項中「1  
00 円を、第 2 号に該当する扶養親族については 1 人につき 383 円を、第 3  
号から第 6 号まで」を「433 円を、第 2 号から第 5 号まで」に改め、同項中  
第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上  
げる。

別表中「12, 900」を「13, 340」に、「13, 700」を「14,  
170」に、「14, 500」を「15, 000」に、「11, 300」を「1  
1, 670」に、「12, 100」を「12, 500」に、「9, 700」を  
「10, 000」に、「10, 500」を「10, 840」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 5 条第 2 項第 2 号及び第 3 項並びに別表の規定は、この条例の

施行の日以後に支給すべき事由の生じた小樽市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下単に「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、補償基礎額及びその扶養に係る加算額を改定するためであります。

小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案  
上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 2 4 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市火災予防条例の一部を改正する条例  
小樽市火災予防条例（昭和 4 8 年小樽市条例第 3 4 号）の一部を次のように  
改正する。

第 1 0 条の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第 1 項中「サウナ  
室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡  
易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。  
以下同じ。）」に改め、同項第 2 号及び同条第 2 項中「サウナ設備」を「一般  
サウナ設備」に改め、同条を第 1 0 条の 2 とし、第 9 条の次に次の 1 条を加え  
る。

（簡易サウナ設備）

第 1 0 条 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテン  
ト型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル  
型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に  
設ける放熱設備であって、定格出力 6 キロワット以下のものであり、かつ、  
薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に  
掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び  
可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火

気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。

(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第13号まで及び第16号から第17号の3まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。

第33条の7第1項第1号中「資する」の次に「住宅用防災機器、感震ブレーカーその他の」を加える。

第64条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第64条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

#### （提案理由）

この条例案を提出したのは、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正等に伴い、簡易サウナ設備についての基準等を定めるとともに、所要の改正を行うためであります。

工事請負契約について

旧保健所・旧総合福祉センター解体工事の請負契約を下記のとおり締結する。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 工 事 名 称 旧保健所・旧総合福祉センター解体工事
- 2 契 約 金 額 2 億 6 , 5 1 0 万 円
- 3 契 約 の 相 手 方 小樽市緑 1 丁目 5 番 1 号  
阿部・西條・小杉共同企業体  
代表者  
阿部建設株式会社

工事請負変更契約について

第 3 号ふ頭基部緑地整備その 2 工事の請負変更契約を下記のとおり締結する。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 工 事 名 称 第 3 号ふ頭基部緑地整備その 2 工事
- 2 契 約 金 額  
    変 更 前 2 億 6 , 1 2 5 万 円  
    変 更 後 2 億 5 , 7 4 2 万 2 , 0 0 0 円
- 3 契 約 の 相 手 方 小樽市長橋 4 丁目 1 0 番 2 号  
    久保・和田建・水谷内共同企業体  
    代表者  
    株式会社久保組

令和 8 年  
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 33 号

小樽市過疎地域持続的発展市町村計画について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 1 項の規定により、  
小樽市過疎地域持続的発展市町村計画を別冊のとおり定める。

令和 8 年 2 月 24 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 8 年  
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 3 4 号

### 小樽市非核港湾条例案

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

小樽市議会議員	松	井	真美子
同	酒	井	隆 裕
同	高	野	さくら
同	小	貫	元

### 小樽市非核港湾条例

小樽市議会は、1982年6月28日核兵器廃絶平和都市宣言を行った。この宣言は、「いま、核兵器の廃絶、使用禁止は、もっとも緊急な課題であり、日本国民は、世界唯一の被爆国民としてこれを積極的に実現する崇高な責務をおっている。小樽市は、わが国の非核三原則が完全に実施されることを願い、すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍縮を求め、核兵器廃絶の世論を喚起するため、ここに核兵器廃絶平和都市となることを宣言する。」とうたっている。

この宣言から43年を経過したが、核兵器は、今なお地球上に存在し、人類への脅威となっている。

この脅威に対し、被爆者をはじめ「核兵器のない世界」を求める世界各国と市民社会の多年にわたる共同の取組が結実し、2017年7月7日核兵器禁止を明文化した核兵器禁止条約が国連の会議で採択され、2021年1月22日に同条約が発効された。しかし、核保有国及び日本政府が条約を批准する動きは見られない。

また、核兵器搭載可能艦の日本への寄港及び非核三原則に反する核兵器の持込みを容認する核密約が存在する下での、小樽港への相次ぐ米国艦艇の入港は、今後の小樽港の軍事利用・核兵器の持込みの危険を一層高めている。

小樽市民は、世界に開かれた国際観光都市の市民として、小樽市の平和の営みが、世界の平和に通ずる確かな道であることを確認し、核兵器廃絶平和都市宣言を一層発展させるため、ここに非核港湾行政の推進に関する基本原則を定める。

(目的)

第1条 この条例は、小樽市の平和が世界の平和とともにあることを自覚して、市と市民の不断の努力により、日本国憲法の平和主義と国の非核三原則及び地方自治の本旨にのっとり、積極的な非核港湾行政を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 核兵器 核分裂、核融合又はこれらを組み合わせた爆発的原子核反応によって放出される原子核エネルギーを用いて人を殺傷し、又は器物、建造物若しくは自然環境を破壊するものをいう。
- (2) 小樽港港湾区域 港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第33条第2項において準用する法第4条第4項の規定により同意を得た水域（平磯岬から茅柴岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）をいう。
- (3) 港湾施設 法第2条第5項及び第6項に規定する港湾施設で市が管理するものをいう。

(非核港湾行政の推進)

第3条 市は、市の区域において、核兵器の製造、保有、持込み、通過及び使用に協力しない。

2 市は、小樽港港湾区域に入港する外国艦艇を保有する全ての国に対し、核兵器不搭載の証明書の提出を求める。

3 市は、前項の規定による証明書の提出がない外国艦艇の港湾施設の使用を認めない。

#### 附 則

この条例は、令和8年5月1日から施行する。

#### (提案理由)

この条例案を提出したのは、非核港湾行政の推進に関し必要な事項を定めるためであります。

令和 8 年  
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

報告第 1 号

専決処分報告

令和 7 年度小樽市一般会計補正予算を、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 2 月 13 日別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 8 年 2 月 24 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

## 令和7年度小樽市一般会計補正予算

令和7年度小樽市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ350,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69,527,837千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
21 繰 入 金		千円 3,288,087	千円 350,000	千円 3,638,087
	2 基金繰入金	3,252,244	350,000	3,602,244
歳 入 合 計		69,177,837	350,000	69,527,837

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 土 木 費		千円 7,744,008	千円 350,000	千円 8,094,008
	2 道路橋りょう費	3,266,176	350,000	3,616,176
歳 出 合 計		69,177,837	350,000	69,527,837